

令和6年第3回大台町議会臨時会

提出議案概要



令和6年4月

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づき支払われるもの、又は自動車事故に係る他の損害賠償保険金により支払われるもので、1件100万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和6年1月9日午後2時30分頃、大台町立大台中学校内の駐車場において、学校スクールバス運転業務委託先の運転手が運転する公用車（三重22す1859）を出庫のため後退させたところ、停車中の相手方の車両の後部に接触し、損傷させる交通事故が発生した。

これは、後退する際の後方確認が不十分であったことが原因であるため、町は賠償金として298,572円を相手方に支払うことで和解した。

（過失割合：町100% 相手方0%）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

【内容】

別冊「令和5年度補正予算説明資料（3月29日専決処分）」をご参照ください。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大台町税条例の一部改正について）

【改正理由】

令和6年度、国の税制改正に伴い「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）」が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き、原則として令和6年4月1日から施行されたことから、「大台町税条例」の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

➤ 個人住民税

定額減税実施に伴い実施される特別税額控除の額を条例で定められている所得割から控除する規定の新設、納税通知書については特別税額控除額を加味して記載等する旨の規定、各徴収方法により徴収される個人町民税から特別税額控除をする場合の期割や端数処理等に関する規定の新設など。また、特別税額控除の対象となる「所得割の額」について、上場株式等の配当所得、長期譲渡所得などの分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替え規定の追加。

➤ 固定資産税

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の内、一定のバイオマス発電設備についてわが町特例（地域決定型地方税制特例措置）の割合を定める規定を新たに追加、また、従来からの土地に係る課税標準額の特例措置の期間延長など。

➤ その他

- ・町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免規定に、申請書の提出がない場合でも町長の職権で減免を認めるただし書きを追加。
- ・認定長期優良住宅に係る特例について、申請書の提出がない場合でも一定の要件に該当する場合に特例を適用できる規定を追加。
- ・その他、規定整備に合わせた条項ズレ及び文言の削除や追加

【施行期日】

令和6年4月1日

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大台町国民健康保険税条例の一部改正について）

【改正理由】

令和6年度税制改正の大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が一部を除き、原則として令和6年4月1日から施行されたことから、「大台町国民健康保険税条例」の一部改正が必要となったため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるとともに、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げる。

【課税限度額】

課税限度額	現 行	⇒	改正後
後期高齢者支援金等課税額	22万円		24万円

【軽減判定所得】

被保険者数に乗ずる金額	現 行	⇒	改正後
5割軽減判定時	29万円		29万5千円
2割軽減判定時	53万5千円		54万5千円

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第 4 1 号 訴えの提起について

【理由】

旧宮川村立領内小学校の敷地で現在の大台町領内地域総合センターの敷地の一筆の所有者である住所不明、個人に対し、所有権移転登記手続等の請求の訴えを提起することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

次表記載の土地について、昭和 2 4 年 4 月 1 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続を請求する。

所在	地目	地籍	登記名義人
多気郡大台町小滝字風呂谷114-1	墓地	16㎡	個人

当該土地については、登記簿に住所が記載されておらず名義人の所在が確認できない状態である。

議案第42号 令和6年度大台町一般会計補正予算（第1号）

【内容】

別冊「令和6年度 補正予算説明資料（4月24日臨時会）」をご参照ください。